

共通報告基準(CRS)に基づく届出書の提出について

平成28年12月

当行を含む日本の金融機関では、平成29年1月より、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法および地方税法の特例等に関する法律」(以下「実特法」という。)に基づき、口座開設等対象となるお取引を行う際にお客さまから税法上の居住地国等を記載した「届出書」をご提出いただくこととなります。

※税法上の居住地国とは所得税・法人税に相当する税をお客さまが納めるべき国を指します。

共通報告基準(CRS)および実特法とは

- 外国の金融口座を利用した国際的な脱税および租税回避に対処するため、OECD加盟国では、非居住者の金融口座情報等を各国の税務当局間で交換するための国際ルールとして「共通報告基準(CRS: Common Reporting Standard)」を策定しました。
- これを遵守するため「実特法」が改正(平成29年1月1日施行)され、金融機関は特定の非居住者に係る金融口座情報等を所轄税務署長に報告することが義務付けられました。

お客さまにご対応いただきたいお手続きについて

- 平成29年1月1日以降、口座開設を含む所定の取引を行う際に、お客さまから氏名・住所(名称・所在地)、税法上の居住地国(例えば、日本)等、必要な事項を記載した(新規)届出書および所定の本人確認書類等をご提出いただきます。
- 平成28年12月31日以前に既に口座等を保有している場合でも、確認のため税法上の居住地国等必要な事項を記載した(任意)届出書の提出を求める場合があります。
- 上記の届出書提出後に、居住地国を変更された場合、その変更が生じた日から、3カ月以内に(異動)届出書をご提出いただく必要があります。海外転居等により税法上の居住地国が変更となる際はお取引店にお申し出ください。
- 上記の届出書等をご提出いただけない場合や虚偽の記載をされるなど、お手続きにご協力いただけない場合は、お取引をお断りすることがあります。また、実特法に基づき、お客さまご自身が罰則の対象となるおそれがあります。